

図書館学教育のファンダメンタルズは大丈夫か： 図書館と図書館員養成における長期的視野の必要性

図書館学教育部会長 高山正也

部会員の皆様には、爽やかに1999年の新春をお迎えのことと存じます。ここに謹んで、新年のご挨拶を申し上げます。

顧みますと昨98年は図書館学教育にとっても多事、多難な年でした。一昨年からの新カリキュラムによる司書講習相当科目の定着に追われているうちに、今度は司書教諭講習相当科目の改訂が行われ、しかも司書講習・課程科目との相乗りを禁じるという行政指導は、多くの図書館学の教育現場に相当な混乱を引き起こしました。行政指導の狙うところは司書養成の科目並びにその科目担当者と、司書教諭養成の科目並びにその科目担当者を分けることで、図書館学全体の科目数の充実並びに図書館学の選任教員の充実による図書館学水準の向上を図ろうとするものでした。そのねらい自体は大変に結構なものだったのですが、各大学の現場ではそれだけの教員の確保が難しい、新規採用をしたくても大学当局が承知しない等と言うことで、多くの部会員がご苦勞された話は枚挙に暇がありません。このように混乱があっても、その代償として、司書教諭の養成、ひいては司書の養成の高度化が実現できれば、我々の払った苦勞や犠牲は意味あるものとなりますが、用心しなければならないのは、この種の改革に付き物の、いつもの姑息な手段による表面的な、辻褄合わせが横行しないかと言うことです。既に一部の大学では、従来の教員と持ちゴマの双方を増やさずに、司書資格、司書教諭資格の両方の資格を発行するために、それぞれの資格を付与するために必要なすべての科目の開講をあきらめ、従来の開講科目を司書資格用科目と司書教諭用科目に分けた上で、資格付与のために不足する科目は他大学での科目履修をさせるという、いわば部分開講の方策の可能性を検討中との情報があります。

こうなると苦勞して教員を揃え、司書用と司書教諭用との科目を分けた大学にとっては、いったい何のための苦勞であったのかと言うことにもなります。また、他大学からの科目等履修生が、資格取得のための単位を揃えるためだけに多数の学生が教室に出席してくることは、特定の教員と科目について関心を持った学生がその科目を選択的に履修し、高度な生涯学習目的を達成するという、本来の科目等履修生制度の目的から逸脱するのみならず、その科目開講校が想定した授業環境を破壊することで、教育水準に悪影響を与えることにもなります。従って、安易な部分開

講には疑問があり、容易には同調できませんが、かといって、これを完全否定すると、そこにもまた困った事態の出現が予想されます。すなわち、昨年かなりの会員諸氏が苦勞されたように、学校図書館学を専攻する選任教員の任用ということになると、現状ではその人選にかなりの苦勞が伴います。大学専任教員の任用基準に合致する条件としての学歴や研究業績を実務業績で補って、無理矢理任用にこぎ着けたとしても、図書館学や、学校図書館学の何たるかを知らない学内関係者から白眼視されてしまったことは疑いのない事実です。学校図書館学、図書館学、図書館実務の区別が付かない図書館学分野以外の人々にとって、学校図書館学についての不信は図書館学や図書館界全体の不信につながると言っても良いでしょう。

このような図書館学を取り巻く世界からの不信をなぜ避けなければならないのでしょうか。それは今、日本の大学においてもかなり急速に、存続をかけた大学相互間の競争や教員の評価等が定着してきていますが、この流れの中で、大学での学部や学科に代表される研究教育分野相互間の生き残りをかけた生存競争がこれからますます厳しくなるものと予想されます。これは1970年代から80年代にかけてのアメリカの大学を見ればよくわかります。その時期にアメリカの名門大学では多くの図書館学校がその幕を閉じました。皆さんご承知のように、これは図書館学校の歴史的使命が終わったわけでもなく、アメリカの社会で図書館に対する評価が下がったからでもなかったのです。その主な原因は各大学内での、学部学科再編成の中で、その生存競争に敗れた結果であったと言われています。

このアメリカの二の舞を演じないようにするためには、図書館に関わるすべての要因の拡大・発展・向上を長期的展望の下で図らなければなりません。一つ一つの図書館が発展・向上するためには図書館の数が増え、コレクション・情報資源が充実し、図書館職員の高度化が求められます。このために、またこのような状況を作り出すための図書館学教育が必要なのです。言い換えれば、図書館の安定的発展を維持するための基礎（fundamentals）を充実させなければなりません。このファンダメンタルズの整備、向上は行政や図書館実務だけの責任ではありません。図書館学教育に携わる我々も、人材の養成を通じて、また日頃の大学内、さらには社会での研究行動を通じて、そのファンダメンタルズの整備や向上に対して責任を共有しているはずです。図書館・情報学、図書館学、学校図書館学のそれぞれに関わる人たちはもとより、図書館実務をはじめとする図書館関係者全てが一丸となって、図書館のファンダメンタルズを強固なものとし、高度化しておくことが必要かと思えます。

ところで、当図書館学教育部会報も、今号で50号となりました。もちろん50号は単に我々の部会報の一通過点に過ぎませんが、40年にわたる50号の歴史と先人の努力とそこに込められた知恵は、我が国の図書館学教育の立派な基礎的財産です。今までの図書館学教育部会を支えてこられた先輩諸氏のご努力に敬意と感謝の念を表したいと思えます。しかし、現在の図書館学教育の現場には教員としての権利を享受しながら、未だに当部会にも参加しなかったり、部会員であっても、部会活動に貢献しない恥ずべき同僚たちも居ないわけではありません。今年はこのような人を少しでも少なくできるように、部会員の皆様のご協力をお願いいたします。

年頭に当たり、このことをお願いして、私のご挨拶に代えさせていただきます。

司書教諭講習講義要綱作成までの経緯

全国学校図書館協議会・学校図書館
司書教諭講習講義要綱作成委員会委員長

古賀節子

I. 司書教諭講習科目改正まで

新しい時代における学校教育の改善を目標に行われた学校図書館法の一部改正の後、残された課題は、改正に応える司書教諭の養成や配置と学校図書館機能の一層の充実にあった。

そこで文部省は学校図書館の現状を踏まえつつ、新しい時代における学校図書館の充実に関わる方策について、広く学校教育に直接関わる教員を含めた21名で構成される「学校図書館の充実に関する調査研究協力者会議」を設置した。

同会議の第1回会合が平成9年8月1日に開かれ、同会議では、学校図書館は学校教育に欠くことのできないものであり、(1) 児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能とともに、(2) 児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらには創造性を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし豊かな心を育む読書センターとして機能を果たし、学校教育の改革を進めるための重要な役割を担うことが期待されているという認識にたって、次の検討事項が提案された。

1. 学校図書館の現状と問題点について
2. 新しい時代における望ましい学校図書館像と今後の学校教育について
 - ・新しい時代に対応した各種資料、情報機器の整備
 - ・公共図書館との連携、開かれた学校図書館運営
 - ・学習指導の在り方と魅力ある学校図書館づくり
 - ・校内の協力体制の確立
3. 学校図書館運営の中心となる司書教諭の資質等について

- ・司書教諭講習科目・内容・方法の見直し
- ・司書教諭の資質向上

4. 児童生徒の読書意欲の喚起について

これらの提案事項について意見交換が行われ、会議の運営・進行については、専門の小グループを設置して検討することなどの意見が出された。9月2日に開催された第2回協力者会議で、司書教諭講習等に関する小委員会の設置が提案・了承された。

第1回「学校図書館の充実等に関する調査研究協力者会議司書教諭講習に関する小委員会」の会合は9月29日に開催され、同委員会の検討課題としてあげられたものは以下の点であった。

1. 司書教諭に必要とされる資質能力について
2. 講習科目、講習内容の現代化について
3. 実務経験による単位軽減措置の見直しについて
4. 大学在学中からの受講について
5. その他（私立大学への講習実施委嘱など）

小委員会では、平成9年9月29日の第1回会合以降、平成10年2月16日までに9回の会合を重ね、これからの学校教育改革推進の「要」となる司書教諭に必要とされる資質や能力の育成及びその基本となる講習科目とその内容を中心に各種の資料を参照しながら活発な検討が行われた。その間、協力者会議も7回にわたって開催され、その都度小委員会で検討された内容について報告され、各委員から意見が出された。

小委員会は平成10年2月25日の第7回会合で検討した司書教諭講習科目を同委員会の成案とした。そして、文部省は新しい司書教諭講習科目の内容を5科目10単位として、平成10年3月18日文部省令第1号として公布した。

Ⅱ. 司書教諭講習講義要綱作成委員会の設置

これまで講義要綱として作成されているものには、日本図書館協会教育部会(マ)による司書講習科目講義要綱があるが、司書教諭講習科目については、標準的なものはこれまで作成されていない。そこで、今回の司書教諭講習科目の改正にあたって、目標の一つであった今日の教育改革を支援する学校図書館(学習情報センター)を運営できる資質と実践力をもった司書教諭養成にこたえる講義要綱の作成を目ざして、全国学校図書館協議会は、直接学校図書館業務にあるいは司書教諭養成に関わっている教員だけではなく、広く司書養成あるいは図書館情報学教育に携わっている教員の意見も反映できるように、日本図書館協会教育部会(マ)の協力をえて、10名からなる司書教諭講習講義要綱作成委員会を平成10年4月に設置した。

同委員会は、新しい講習科目5科目10単位の講義内容について、4回にわたる検討を重ね、講義要綱第1次案を作成した。全国学校図書館協議会はこの第1次案を同協議会が隔年で開催している図書館学担当大学教員全国研究集会の本年度の研究テーマとして、日本図書館協会の後援をうけて、平成10年9月11日に開催された研究集会に提出し、広く参加者からの意見を求めた。

研究集会では、公共図書館よりではないか、これで新しい教育を支援する学校図書館と成りうるのかなど、各科目について様々な意見がだされた。その後、同委員会は研究集会での意見を勘案し、更度、討議を重ね講義要綱第2次案を作成した。それが本誌の25～29ページ(マ)に掲載されたものである。今後さらに検討を重ねて成案としたい。

(こが・せつこ＝青山学院大学教授)

●●●資料●●●

学校図書館司書教諭講習講義要綱第2次案

全国学校図書館協議会学校図書館司書教諭講習講義要綱作成委員会

学校経営と学校図書館

〈ねらい〉

学校教育における学校図書館の果たす役割を明らかにし、学校図書館の理念・発展課程と課題・教育行政との関わり・学校図書館経営のあり方など、学校図書館全般についての基本的理解を目指す。また、教師として、学校図書館経営の責任者としての司書教諭の任務と担うべき役割とを明確にし、校内の協力体制作り、司書教諭としての研修の重要性にふれる。さらに、学校図書館のメディア・学校図書館活動・他の館種を含めた図書館ネットワーク等についての基本的な理解を図る。

この科目は、講習科目全体の総論的性格を持つので、実務的な内容は最小限に抑え、他の各科目との関連に留意する。できるだけ今日の学校

教育の諸課題をふまえ、学校図書館の教育的意義及び司書教諭の果たすべき任務を明らかにし、意欲的・創造的な活動を促す学習内容とする。

〈内 容〉

I. 学校図書館の理念と教育的意義

1. 学校教育の意義と理念
2. 学校教育における学校図書館の役割
(カリキュラム計画と学校図書館等)
3. 現代学校教育の課題と学校図書館
(学習・情報センター、教材センター、読書センター、メディアセンター)
4. 生涯学習と学校図書館
(知的自由、学習権、アクセス権等)
5. 図書館の世界における学校図書館
(他の館種との共通点・相違点)

6. 学校図書館の発展と課題（学校図書館法の成立と展開、国際的な動向と将来展望、「ユネスコ学校図書館宣言」等、外国の先進的事例、わが国の事例）
- II. 教育行政と学校図書館
1. 学校教育法と学校図書館法（含・憲法・教育基本法）
 2. 社会教育法・図書館法と学校図書館
 3. 教育サービスとしての学校図書館施策（国・地方公共団体）
 4. 図書館ネットワークの理念と学校図書館（公共図書館ほかの館種を含む）
 5. 情報ネットワークの形成とリソースシェアリング
- III. 学校図書館の経営（人、施設、資料、予算、評価等）
1. 学校経営組織における学校図書館
 2. 学校図書館の組織と運営
 3. 学校図書館の経営要素（教職員・予算・施設と設備・資料・サービス）
 4. 学校図書館におけるマネジメント・サイクル（計画・実行・評価）
 5. 学校図書館プログラムとその評価（サービスの種類・サービスポイント・利用者の動機付けや満足度などマーケティングの概念を導入する）
6. 学校図書館環境のあり方とその整備（配置、施設、設備等）
 7. 情報ネットワークの中の学校図書館（地域メディアシステム、学校図書館支援センターなどを含めた相互協力システム）
- IV. 司書教諭の任務と職務
1. 司書教諭の任務と役割
 2. 学校内の協力体制と司書教諭の職務
 3. 司書教諭の養成と研修
- V. 学校図書館メディアの構築と管理（一般論としての図書館資料論を含む）
1. 学校図書館メディアの教育的意義
 2. 学校図書館メディアの内容と構築
 3. 学校図書館メディア（機器類を含む）の選択と収集
 4. 学校図書館メディアの管理と提供
- VI. 学校図書館活動
1. 学校図書館活動の対象（教職員、児童生徒、その他）
 2. 教育計画と学校図書館（生活指導、進路指導等を含む）
 3. 学校図書館活動の内容と方法（読書活動の推進、行事企画、広報等を含む）
 4. 学校図書館活動の拡大（保護者に対して、卒業生に対して、地域社会に対して等の図書館活動を含む）

学校図書館メディアの構成

〈ねらい〉

当科目は、学校図書館メディアの構成に関する理解および実務能力の育成を目指しながら、司書教諭としての基本的な考えの構築を図るものである。

まず高度情報社会における学習環境の変化にともなうメディアの教育的意義と役割について論じ、同時に各種メディアの種類と特性を説明する。さらには学校図書館のよりすぐれたメディアの構築のために、適正な資料の選択と収集を目指し評価を行う能力を植え付ける。また学校図書館メディアの維持と発展を支えるものとして、司書教諭は選択のための情報源に精通し、

選択・収集・更新・廃棄の基準を策定し実行する能力を身につける。組織化に関しては、その意義とプロセスを理解したうえで、将来の学校図書館の当分野における新しい展開と方向性を見定めながら講義を展開し必要に応じて演習や実習を行う。

〈内 容〉

- I. 高度情報社会における学校図書館メディア
 1. 学校図書館におけるメディアの教育的意義と役割
 2. 学習環境の変化と学校図書館メディア
- II. 学校図書館におけるメディアの種類と特性
 1. 学校図書館メディアの種類

2. 学校図書館メディアの特性と学習への活用（教材論を含む）

Ⅲ. 学校図書館メディアの構築

1. 学校図書館メディアの構築の基本
2. 学校図書館メディアの選択と収集方針（評価方法を含む）
3. 学校図書館メディアの選択のための情報源
4. 学校図書館メディアの維持と発展（更新、廃棄を含む）

Ⅳ. 学校図書館メディアの組織化の意義と展開

1. 学校図書館メディアの組織化の意義とプロセス（視聴覚メディアを含む）
2. 学校図書館メディアの組織化の新しい展開（カード目録からコンピュータ目録へ、MARC、CD-ROMの利用など）

Ⅴ. 学校図書館メディアの組織化の実際

1. 学校図書館メディアの分類法

分類の意義と機能、分類表の特性、学校図書館のための分類表ほか（沿革、構成など）、図書記号の意義と種類、分類作業など（日本十進分類法新訂 9版を中心に）

2. 学校図書館メディアの件名目録法

主題検索の意義と機能、件名目録の特性、学校図書館のための件名標目表ほか、件名作業など（基本件名標目表第3版を含む）

3. 学校図書館メディアの目録法

目録の意義と機能、調べ学習と目録、目録の構成と種類、学校図書館のための目録〔規則〕ほか、目録作業など（日本目録規則1987年版を中心に）

学習指導と学校図書館

〈ねらい〉

学校図書館は、学習指導の展開に寄与するという、他の図書館とは異なる役割を有する。児童生徒は図書館に備えられたさまざまなメディアを活用して、自主的に学習を進めることができるのである。しかし、図書館を利用した学習が、効果的かつ積極的に行われるためには、学習目的に合ったメディアを選択収集し、活用し、研究調査した結果をまとめて発表する能力、即ちメディアを活用する能力が一定の計画のもとに育成されなければならない。しかも、この能力は高度情報社会を生きて行くうえにも極めて大切である。この科目では、メディア活用能力育成のための指導の基本と実際を扱うとともに、その指導に当たる教員に対するサービスや支援のありかたを取りあげる。

〈内 容〉

Ⅰ. 教育課程の展開と学校図書館

1. 学習と学校図書館
2. メディアセンターとしての学校図書館
3. 学習指導の展開と学校図書館（発達段階に応じた学校図書館メディアの選択を含む）

Ⅱ. 主体的学習とメディア活用能力育成

1. メディア活用能力育成の意義と目的
2. メディア活用能力育成のための指導内容

（メディア選択能力、メディア評価能力、表現能力を含む）

Ⅲ. メディア活用能力育成の計画と方法

1. 計画作成のための基本原則と条件
2. メディア活用能力育成の全体計画
3. メディア活用能力育成のための指導方法
4. メディア活用能力の評価

Ⅳ. メディア活用能力育成の展開

1. 特設時間を設定してのメディア活用能力育成
2. 教科等と融合して行うメディア活用能力育成
3. メディア活用能力育成の事例
4. 教科学習等とメディアの活用

Ⅴ. 学校図書館における情報サービス

1. 児童生徒に対する情報サービス
2. 教職員に対する情報サービス
 - 1) 学習指導、教育研究等に対する情報サービス
 - 2) 学校経営、学級経営に対する情報サービス
3. レファレンス・ツールの整備
4. ネットワークの活用（リソースセンター）

Ⅵ. 教員に対する支援と働きかけ

読書と豊かな人間性

〈ねらい〉

現代社会に生きる子どもたちの発達や、読書から遠ざかっている子どもの存在が問題になっている一方、読みの多様化などの進展している実態に即した読書教育の理念を探る。さらに、子どもたちの読書生活の実情と読書資料の現状についての理解に基づき、子どもと本を結びつけ、読書の生活化を図る方法を探る。これらを通じて子どもたちの豊かな人間性の涵養に資するため、全校の教員の指導活動を援助し、父母や社会の人々に働きかけるなど幅広い資質と活躍が司書教諭には要求される。このような、多くの人々の読書推進活動への参加とその活動を支援する司書教諭の役割と自らの責務を中心に、活動の原理と方法、技能についても、学習者に、より具体的に体得してもらおう。

〈内 容〉

I. 子どもの読書の意義

1. 多メディア時代の社会と読書
2. 読書資料の多様化と読みの多様性
(心の教育と読書も)

II. 子どもの読書実態と指導

1. 子どもの読書実態
2. 子どもの実態に基づく指導（不読者への対応も、情報読み、も）

III. 読書資料の種類と活用

1. 児童文学の歴史的問題
2. 読書資料の種類と問題点
3. 読書資料の選択

IV. 発達段階に応じた読書指導

1. 読みのレディネスの促進

2. 基礎読書力の発達と読書領域の拡大
3. 読書の自律性と図書選択・評価
4. ヤングアダルトの読書活動の援助

V. 子どもと本を結ぶための方法

1. 集団的指導と個別的指導
2. 指導の諸方法（ストーリーテリング、読み聞かせ、朝の10分間読書、読書相談とフロアワーク、読書不振・読書過多への対策）
3. 読書資料の紹介法（読書資料紹介の原理、音声による図書紹介法、紙面による図書紹介法、視覚的図書紹介法）
4. 読書体験の表現と交流（読書感想文、読書感想画、読書郵便、ドラマ化、舞踊、ゲーム。読書クラブ、対談など）
5. 読書推進のための図書館環境設定（学校、社会、の子どもの読書環境整備）

VI. 読書指導推進活動と教員の責務

1. 読書推進計画と司書教諭の役割
2. 教科担当及び学級担任等による指導活動の諸相
3. 学校図書館を場とする司書教諭の指導活動
4. 教科担任との提携による学習過程への参加による指導
5. 家庭・社会への働きかけ

VII. 地域社会の関連施設等との連携

1. 公共図書館との連携
2. 地域文庫、生涯教育施設等との協力
3. 家庭との連携

情報メディアの活用

〈ねらい〉

現代社会には各種のメディアが存在し、学校教育においてもそれらは積極的に取り入れられようとしている。学校図書館は、こうした動向に敏感に反応出来るように、多様な情報メディアについての知識を深めることが必要とされる。それぞれのメディアは、情報媒体としての特性・

特色をもつと同時に物理的媒体としての特性・特色をもっている。そうした特性・特色についての理解を持つとともに、特性・特色を生かした活用方法を認識し、学校教育に有用なように準備できることが求められる。学校図書館への情報機器の導入を積極的に図り、その活用が出来るような知識の修得を目指す。これらのこ

とは、メディア専門職として情報教育に重要な役割を果たすことが期待されている司書教諭として重要なことである。併せて、情報メディアの有している「負の要素」にも目を向け、児童・生徒がそれらの要素に染まらないように指導することの必要性も認識しなければならない。

〈内 容〉

I. 高度情報社会と人間（情報メディアの発達と変化を含む）

1. 学校教育における情報メディア
2. 情報とメディア
 - 1) 資料と情報の関係
 - 2) メディアの歴史と学校教育・学校図書館
 - 3) 新しいメディアと学校教育・学校図書館
 - 4) 現代社会におけるメディア
3. 高度情報社会における図書館の役割

II. 情報メディアの特性と選択

1. 情報メディアの特性（視聴覚メディア、コンピュータを利用したメディア、マルチメディア）
2. 情報メディアの生産と流通
3. 情報メディアの選択（着眼点及びそのための参考資料等の紹介）
4. 情報メディアに関する機器・設備

III. 視聴覚メディアの活用

1. 視覚メディア（写真、絵はがき、複製絵画、ポスター、紙芝居等）
2. 映像メディア（ビデオカセット＝ビデオテープ、ビデオディスク＝レーザーディスク、スライド、映画リール＝映画フィルム、トランスペアレncy＝OHPシート等）
3. 音声メディア（録音ディスク＝CD・フォノディスク：レコード盤、録音リール＝録音テープ、録音カセット等）

4. 教育・学習等における事例紹介（教室で、学校図書館で、各種行事の中で、その他）
5. 視聴覚メディアの利用者に与える影響

IV. コンピュータの活用と情報検索

1. 学校図書館におけるコンピュータの利用
 - 1) メディアとしての利用
 - 2) 情報検索と収集のための利用
 - 3) 情報発信のための利用
 - 4) 教材開発のための利用
 - 5) 学校図書館事務のための利用
2. 教育用ソフトウェアの活用
 - 1) 教育用ソフトウェアの定義・特性
 - 2) 選択上の留意点
3. 情報検索
 - 1) 情報検索の意義
 - 2) 情報検索の形式
 - 3) 情報検索の基本原則
 - 4) 情報検索のプロセス
 - 5) 情報検索の評価方法の指導
4. 情報検索の実際
 - 1) 各種のデータベースの特性と利用法
 - 2) データベース検索の実際（オンディスク）
 - 3) データベース検索の実際（オンライン）
5. インターネット
 - 1) その仕組み
 - 2) 情報の検索と収集
 - 3) 情報の発信
 - 4) 有害情報・不適切な情報、著作権

V. 情報メディアと著作権

1. 知的所有権と情報メディア
2. 情報メディアと著作権
 - 1) 情報発信と著作権
 - 2) ソフトウェアと著作権
 - 3) マルチメディアと著作権

~~~~~

### 学校図書館司書教諭講習講義要綱作成委員

古賀節子（委員長・青山学院大学教授） 朝比奈大作（横浜市立大学助教授） 芦谷 清（全国学校図書館協議会） 今村秀夫（立正大学講師） 笠原良郎（全国学校図書館協議会理事長） 北嶋武彦（東京学芸大学名誉教授） 柴田正美（三重大学教授） 高山正也（慶應義塾大学教授・日本図書館協会教育部会長（ママ）） 天道佐津子（東京学芸大学教授） 長倉美恵子（実践女子大学教授） 渡邊信一（同志社大学教授）

—『学校図書館』通巻578号／1998・12より転載—

# 米国ピッツバーグ大学情報学研究科での図書館学教育

逸 村 裕

平成8年12月から1年間、米国ペンシルバニア州ピッツバーグ大学情報学研究科（University of Pittsburgh, SIS : School of Information Sciences）に訪問研究員（Visiting Scholar）として滞在しました。

留学での研究テーマは第一に「Academic Libraryの経営管理について」でした。昨今のデジタルメディアの活発な動き、一方、紙資源の利用も続く中で、今後の大学図書館がどのような機能を持つ存在であり、どのような経営管理を行うべきか、を課題としました。第二に、図書館を取り巻く環境が大きく変わる中で、いろいろな館種の図書館員が何を考え、またその研修教育の体制について、でありました。

ここでは第二の点を中心に記します。ピッツバーグは米国東部ペンシルバニア州の西にあり周辺人口を含めると200万人余りの都市です。古くは石炭製鉄の街として知られていましたが、1970年頃から構造変換を図り、今では製鉄工場は郊外に一基を残すのみ。「金融、医学、教育とコンピュータ」を中心とした街になっています。ピッツバーグ大学は市の中心地Downtownから西方5 km、Oaklandと呼ばれる地域にあります。すぐそばにあるカーネギーメロン大学と共にピッツバーグのアカデミックな部分を担っています。

ピッツバーグ大学情報学研究科（以下、SISと略す）は図書館情報（Library and Information Science）、情報（Information）、テレコミュニケーション（Telecommunication）の3つの学科（Department）から成ります。この3学科が8階建てのビルディングを占有し教室、図書室、事務室、教員研究室を有しています。元来は1926年にLibrary Schoolとして創立され、1967年にSchool of Library and Information Science、1995年からSchool of Information Sciencesの名称を冠しています。ニュース誌『US News & World Report』の1996年3月の「全

米ベスト大学院ランキング」のLibrary School部門では全米第5位にランクされています。

SISは「広い範囲の情報学分野」において情報専門家を育成することを目的とし、6種類の学位を出しています。詳細はSISのホームページ<http://www2.sis.pitt.edu/>をご覧ください。

ピッツバーグ大学中央図書館は半公共図書館として一般市民にも公開されています。ピッツバーグ市民であれば圖書の貸出を受けることもできます。

ピッツバーグの公共図書館としては鉄鋼王カーネギーの名を冠したCarnegie Libraryが市中に分館32を持つ全米でも有数の公共図書館です。中央館はSISから徒歩数分の位置にあります。ここはカーネギー博物館と一体化した建物で、蔵書数300万を有し、また電子資料や多文化サービスにも力を注いでいます。インターネットにも接続している端末が約20台、視覚障害者用の情報機器が実験的なものを含め、数台稼働しています。英文を読ませて音声化させる、等々さまざまな機械を駆使していました。SISはこのカーネギー図書館と密接な関係をもっています。

私が住んでいたSquirrel Hill地域はOaklandから西に5 kmほどの住宅地でした。この商店街の一角にCarnegie LibraryのSquirrel Hill分館がありました。蔵書数10万余、児童コーナーが整備され、インターネットと接続した端末が5台あり、いつも利用者で賑わっていました。図書館員の話では「利用時間を30分に制限しているが、順番を守られるのは一苦労だ」とのことでした。

さて、ピッツバーグに限らず、インターネットを中心とした電子資料へのアクセスが全米の公共図書館の当面の課題になっています。全米図書館協会（ALA）の情報技術局による『全米情報基盤の発展のための原則』では、図書館が情報ハイウェイ構想に積極的に関わるべきだとし、そこでは全ての人々が公平に情報にアク

# 全国図書館大会分科会雑感

## －若干の報告と問題提起－

セスできるように活動すべきである、としています。また図書館の役割として、(1) 情報の提供者であり消費者、(2) 情報ハイウェイを利用するためのアクセスポイント、(3) 情報アクセスを擁護する責任者、の三点があるとしています。

もうひとつ、図書館界での課題のひとつに「多文化サービスの提供」があります。すでにカリフォルニア州やフロリダ州では英語を解さない米国人が増えつつあります。この年に20,000人以上が参加した全米図書館協会年次大会がサンフランシスコで開催されました。サンフランシスコ公共図書館は最新鋭の情報機器によるサービスを提供して名高い図書館です。この図書館ではサインシステム、利用案内が英語、スペイン語、中国語の三か国語で記されています。蔵書構成も他の言語を含め、多文化に対応したものでした。これはロスアンゼルス等でも同様です。

このような状況下での図書館学教育の面の対応をSISを例に記します。米国での図書館学教育はLibrary Schoolと総称される大学院レベルでの教育が全米図書館協会の認定のもとに行なわれているのが基本です。さらに実務者向けに、時代に変化に追いついていくためSISではインターネットの初歩から応用、多文化サービス、あるいは新しい医療情報サービス、最新目録技術その他多くのニーズに応えるための短期研修プログラムを用意していました。「図書館に財政援助を得るための管理職研修」といったworkshopもありました。私が滞在した1997年にはこういった科目が約30ありました。これらが一日から一週間に渡るスケジュールで展開されていました。

私もいくつかの研修会に出席しました。印象的だったことは、ある講師が語った“Never too old to learn new tricks. 新しい技術を覚えるのに年齢は無関係さ。”という言葉でした。この研修には米国中の図書館関係者が数十名規模で集まり、そこでの授業外での交流も興味深いものでした。どこの地域でも図書館に寄せる熱い思いと知識への関心が重要事であることに変わりはないと感じたものでした。

(幹事：愛知淑徳大学)

昨年10月22日に行われた全国図書館大会第12分科会(図書館員養成)のテーマは、「多様なニーズに応える図書館学教育」であった。これは前年度まで6年間にわたって継続したテーマ「図書館学の展開と再構築」からの脱却であり、21世紀を目前に控え、新たな可能性を求めて図書館学教育／図書館員養成が飛躍的に行われることを希求するものと思われる。事実、当分科会は、従来の課題に加えて情報技術の進展、司書の専門性の高度化要求等の社会的状況への対応、地方分権の推進や司書研修問題の再検討など多くの課題が山積する状況を踏まえたうえで、「地方分権の時代における図書館学教育」に焦点を当て、課程や講習という集合教育に加え、通信教育や放送教育などの教育形態の多様化、教育効果を高めるための科目開設、ガイドラインの策定に向けたカリキュラムなどを取りあげつつ、事例をもとに実践的な情報交換がなされることを部会として意図したものであった。

それだけに発表者は、趣旨説明ならびに総括を行った高山部会長を含めると10氏にのぼり、若手も含めて多士済々の顔触れで多くの参考になる講演や発表があった。紙面の関係でそのうちの限られたテーマではあるが、その周辺部分について言及し、別の切り口から捉えて問題提起としたい。

まず、「秋田県における図書館学教育」と題して地元の山田正行氏(秋田大学教育文化学部)により発表(講演)が行われた。教育文化学部は、これまでの教育学部から発展したもので、「人間の発達への深い理解にたって、人間存在をめぐる現代的諸課題を総合的に探求し、新たな生活文化の創造を担う人材の養成」を目的とする構想のもとにある学部である。同氏は同学部学校教育課程発達科学専修に所属、同専修では図書館司書や司書教諭の資格も取得できるようになっている。さらに大学院(教育学研究科

修士課程)では学校教育専攻に設置されている社会教育分野でさらに高度の専門的知識を身につけることが謳われている。

少子化に伴い教員養成系の教育学部を解体再編成し、学部名も教育文化学部とする動きはすでに全国的に見られるところである。結果として多様な学問領域へと発展するに至っている。この種の大学では、学内で学会を引き受ける場合、どの程度、学部内の結束力／協力が期待されるか若干、余分な心配をすることがあるが、しばしば社会教育主事や博物館学芸員、それに司書や司書教諭の課程が開設されている。その場合、科目担当者に秋田大学のような適任者がおれば問題はないかも知れないが、図書館情報学外の領域の、図書館員養成に理解のない担当者や非常勤が代用される可能性がある。また教育文化学部に限らず、他の専門領域の研究者と伍して行かなければならない局面があるわけで、その点について、『会報 46号』にも、「これからの図書館学教育を取り巻く厳しい環境から考えると、安易なその場限りの任用ではなく、真に有能な教育・研究者の登用が求められる。そうでなければ、早晚、淘汰されることになるであろう。」(P.7)と戒めている。それと同時に若い世代のすぐれた図書館情報学研究者、図書館員養成者を育てていくことが求められるところである。

ところで従来、図書館大会〈図書館員養成〉分科会での地元の発表は、事前に同一地域／ブロックの担当者が協議して複数県の養成担当者が養成の現状と問題点をアンケート調査などで拾い出し、当日の分科会で発表・報告がなされていた。山梨大会の先例はあるが、一大学の発表ではなく面倒でも複数の養成機関が共同で調査し発表するという過程はいろんな意味で重要であり、大会に参加する地域外の者にとっても、(当分、訪れないだろう)地域の横断的な情報が得られて理解と親しみを増し、大いに参考になる。今回は秋田以外の東北5県にも図書館員養成／司書課程をもつ立派な大学が複数あるにもかかわらず、(発表者のみならず)参加者も

あまり見当たらなかったところから、他の東北県は分科会参加をボイコットをしたのでは、という声が聞こえてきた。が、これは事実無根であったようだ。それはともかく、来年度開催の滋賀県の場合は、ブロックは組みにくいと思われるが、(司書養成に大いに力を入れてはいるものの)唯一の短大紹介にとどまるのではなく、少なくとも隣接の、例えば岐阜や愛知(6年前に名古屋大会を開催したので、当分、回ってこないと思われる)の養成機関とも連携して報告がなされてはどうであろうか。

次に糸賀雅児氏(慶應義塾大学)が「地方分権の時代における図書館学教育の役割と位置づけ」と題する発表(講演)を行った。そのなかで同氏は主たる提案を少なくとも二つおこなっている。ひとつは司書の適正な需要量の推定とそれにもとづく適正な供給量の決定、つまり司書の計画的養成の問題であり、もうひとつは、グレード制導入、つまり司書のランクづけの問題である。

前者については、かつて昭和50年代、北嶋部会長の時代に綿密な調査報告がなされている。すなわち、昭和53年8月に行われた研究集会の決定にもとづき、図書館学教育全国計画委員会を設置、この委員会は、全国計画を策定するための基礎データを得るため、図書館職員の需給状況の全国調査を企画、昭和54年7月に全国の公共／大学図書館計50館を抽出して調査を実施した。この調査の分析結果は翌年5月、英米の調査報告や文献も紹介して、『図書館職員の需要に関する調査研究(中間報告)』(B5版 40ページ)として刊行された。さらに同年、引き続き九州地区を、さらに翌56年には関東地区の全公共図書館における図書館職員の採用状況・採用制度に関する実態調査を実施し、その結果を昭和55年(鹿児島)、昭和56年(埼玉)の全国大会分科会で発表がなされている。そのときのまとめは、『図書館職員の採用制度に関する調査(九州地区、関東地区)』(昭和57年5月発行 B5版 27ページ)に収録されている。55年報告では平野英俊や朝比奈大作、57年報告では常盤繁、

渋谷嘉彦の各氏が調査の集計、分析そしてまとめに寄与されている。57年報告の「提言－あとがきにかえて」のなかで「公募および採用制度の現状、有資格者の比率の低さなど、教育部会として座視しているわけにはいかない状況がデータの上でも確認された。」(P.23)とある。“最終的に需要と供給をめざすのかどうか”の目標設定が大きなポイントであるが、最大の課題は教育部会としてこの問題についてどう取り組むか、大かたの論議を呼ぶ必要がある。

さらに後者については、ある意味で、平成8年4月の文部省／生涯学習審議会計画部会社会教育分科審議会による「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について(報告)」の“宿題”でもある。そこには司書の高度な専門性を評価する名称の付与制度について触れている。すなわち、同報告の別紙11によると「職務経験、研修等を積んで、図書館の専門的業務について、高度で実践的な専門性を有する司書に対し、その専門性を評価する名称を付与する制度を設けることが適当」とある。実施機関も図書館関係の全国的団体(つまり、日本図書館協会)が実施することが明記されており、同時に評価の対象・名称、方法、申請要件、審査、手続きに至るまで具体的に記されている。

そこで養成現場としては、これをどう受け止めるべきか。先に昭和50年代初頭における室状部会長時代の司書にランクをつける案が出され、大きく取り上げられた。当時は反対意見が圧倒的で結果、案は一蹴された。今回はJLA24単位案の理念が遠ざけられ、司書講習科目(生涯学習科目を含む20単位案)の改定で小さく収まった現在、また時代の流れのなかで、現状のままですたしてこれでよいのか。“国家試験”も含めて教育部会として大かたの論議を喚起し、コンセンサスないしは結論を出す必要がある。恐らくこれら二つの問題提起は糸賀氏の発表のなかでも最大の課題であり、今がその時期ではないのか。21世紀における図書館専門職の存亡をかけて、わが国の司書養成問題を考えるとき、来年度の教育部会で最優先に取り上げられるべ

き最大の“宿題”と思われる。

糸賀氏の発表(講演)は地方分権の時代における司書養成に関してきわめて重要な問題提起であり、貴重な提言がいくつかなされていた。少なくとも第3日目の全体会／分科会報告では限られた時間とはいえ、最大限の時間を費やして報告すべきではなかったか。第2日目の午後4時以降の発表者／幹事会の総括では、どの程度の論議がなされたのであろうか。

「放送教育による図書館員養成」と題する高鷲忠美氏(東京学芸大学)の発表も、昨10年の夏、初めて「司書教諭資格取得に資する科目」が公共の放送メディアを通して開講されたとあって斬新なテーマによる発表内容であった。それによると現在、「メディアセンター論」など4科目が開講され、平成11年度にはさらに「学習指導と学校図書館」が新しく追加され、文部省／協力者会議の“司書教諭講習等の改善方策”に添うかたちとなる。同年6月段階での応募者数は5,964名(うち、現職教員2,322名)で、これまでわれわれが問題視してきた“良好な成績で職務に従事したことによる科目免除”を避けて全4科目の履修を主体とし、しかも離島や山村僻地にいたる居住者も全国すべて平等に受講できる意義は大きい。また、平成14年度末までに司書教諭有資格者の養成必要数を文部省が毎年6,000名と算定しているのに対し、平成9年度の(平成10年度の修了者数は本年3月に、公表予定)司書教諭講習を修了した現職教員数は全国の国公立全体で3,454名にとどまるなど、講習受講者サイドが伸び悩みの状況の中では、放送大学の果たす役割は大きいと思われる。

しかしながら高鷲氏の発表を聞く限り、教育／養成レベル維持の点からはいくつかの問題がある、ひとつには、受講者数の問題である。確かにひとりでも多くの資格取得者を学校図書館の現場に送り出すことは、現段階のような“非常事態”では一見すばらしいことである。問題は評価に関してわれわれの大学における通学生と同程度の、厳密で、十分なチェック機能が多

数の受講生に対し制度的に働いているかどうかである。ぜひとも各都道府県にある放送大学学習センターなどで、対面授業やインターネットなどによる遠隔授業やそれへの質疑応答を充実し、“レベルの維持”について実現してもらいたい。

過般、ある学会の月例研究会で、出席者のひとりが放送大学の科目に司書資格科目も開設するよう提案したと聞き及んでいるが、事実であるとするならば、司書教諭と比較して緊急性のない、どちらかといえば過剰供給の司書に関する資格科目までも放送大学で開設されるべきではないと思われる。司書教諭資格科目と同様の問題が発生する恐れがあるからである。もっとも資格付与ではなく、いわゆる教養科目としての図書館・情報学の開設なら大いに歓迎すべきであろうが…。

平成11年度から新しく始まる“5科目10単位”の司書教諭課程の開設に苦慮している大学／短大の声がしばしば聞こえてくる。ある意味で新カリキュラムは“レベルアップ”となっている。それについて行けない“レベルの低い”大学は自然淘汰されるべき、と主張する向きがある。しかしながらライブラリースクールがcloseされたのは、単に“レベル”の問題ではなくて学内事情など別の要因によるものではなかったか。

先年、教育職員養成審議会の答申により、短大を含む一般の大学が教員免許状の資格を出す上で著しく困難になる事態が生じ、国立教員養成系大学の陰謀であるとか、私学潰しではないかとか多くの鋭い批判を受けた。今回の司書教諭課程の新カリキュラム改定についてもそのような受け止め方をする私学関係者がいる。“私学冬の時代”にあって当然の懸念といえよう。部会員の諸兄姉には学内事情で苦しい立場を余儀なくされる方もあらうかと案じるが、なんとか関門をクリアしてもらいたいものである。その意味で放送大学に全面的にゆだねることを考えて、すでに司書教諭課程を開設している大学が、将来、(司書教諭科目の)開設科目を減じたり、廃止することを検討することは(まずないと思うが)、大学理事者側にその種の方向は

避ける方が賢明であるとアドバイスすべきであろう。さまざまな状況を考え合わせると、放送大学における「司書教諭資格取得に資する科目」については、“非常事態にある”平成15年3月までを最大限にsoft landingが考慮されるべきではないかと思われる。

平成11年度から始まる司書教諭課程の新カリキュラムへの移行については、従来、「学校図書館司書教諭講習規程」の附則に定められていた“減免規定”(例えば、学校において4年以上良好な成績で司書教諭に相当する職務に従事した旨の証明により、6科目6単位が免除されたり、司書課程科目を大幅に読み替えて司書教諭資格の取得を認めてきたこと)の見直しが今回、なされたことは、大きな進歩といえよう。ただ放送大学にゆだねて自分の大学での開設を放棄することは、今後のわが国における司書教諭養成の自殺行為にもつながりかねない。各大学での過重負担は、教職課程科目と共通にするなどして平成12年度以降に対処したい。

余白の関係で他の7氏のご発表の報告を割愛したが、以上について、大かたのご批判、ご高見をうかがいたい。(W)

図書館学教育部会では、昨(1998)年12月11日付で、日本図書館協会利用教育委員会から、次の内容の文書並びに資料を受け取った。

すなわち、図書館利用教育委員会ではかねてより、各図書館種別に「図書館利用教育ガイドライン」についての研究を重ねており、1997年3月の当部会研究集会においてもその一部が報告されていたが、このほど、「図書館利用教育ガイドライン(専門図書館版)」(第二次案)の完成を見た。

同委員会は1998年8月に「学校図書館(高等学校)」と「大学図書館版」を印刷発行しており、これに続くものとして、「専門図書館版」を検討していたものである、

なお、この第二次案は、同委員会、図書館学教育部会長、もしくは協会事務局の担当者のもとで閲覧可能であり、同委員会では関係者からの質問や意見を広く求めている。

## 〈報告〉

### 学校図書館の現状と職員養成問題をテーマに －第50回近畿地区図書館学科協議会－

柴田 正美

去る1998年10月2日近畿大学を会場として、標題の協議会が開催された。地区としての協議会は唯一（一時期、九州地区でも活動していたが、休止状態に陥っている）であるが、第50回を数えるまでになっている。維持・展開に参画された先輩・同輩に心から敬意を捧げる次第である。

前回協議会（佛教大学・山田泰嗣氏）、JLA図書館学教育部会研究集会（天理大学・吉田憲一氏）、全国SLA図書館学担当大学教員全国研究集会（甲南女子大学・佐藤毅彦氏）の報告概要を聴いたあと、本部会および日本図書館研究会図書館学教育研究グループの紹介があった。

さて、当日の主要な内容は、前回までの協議会参加大学の自主的な研究発表を中心としたものではなく、1999年度から司書教諭養成課程が大きく変わることを前提として統一テーマが掲げられ、3人の発表と、パネルディスカッションというプログラムで進められた。

まず、羽曳野市高鷺南小学校の北村幸子氏が「学校図書館実践の「いま」」と題して、大阪府下の学校図書館の特徴の概略を紹介したうえで、「学校図書館の一日」という資料を用いて学校図書館の現場の状況を詳しく述べた。授業とのつながりを積極的にもつことにより、学校図書館の可能性がどんどん広がることを強調し、学校図書館を「解放区」としてではなく、子どもたちの意欲を育て、社会性を習得させる場として展開させることの重要性を明らかにした。そして、実践のなかから、学校司書独自の活動が展開できることを確信をもって述べられた。

つぎに、梅花女子大学の阪田蓉子氏が、今回の司書教諭養成講習改訂の概略を説明した。文部省が「相談すべき内容」としている部分を明らかにする形で、各大学における1999年度の授業計画策定にあたっての課題等を述べた。フロアからの発言では、改訂内容の適用時期に関し

て「学年進行」となっていないことについて問題の多いことが指摘されていた。

3つ目の発表は「司書課程・司書教諭課程をめぐる諸問題」と題する大阪教育大学・塩見昇氏のものであった。同氏は、現行の二つの課程が文部省の示す講習科目にあまりにもひきずられていることの問題点を指摘したうえで、特に今回の司書教諭講習規程の改訂が「学校図書館専門職養成」とはほど遠い内容であることを明らかにする。司書教諭の学校教育における責任範囲を明確にしないままでの養成内容の検討では専門職としての知識・技術の習得にしか過ぎないものとなり、学校図書館の今後の発展に寄与する面が低いとの指摘をした。

発表もさることながら、パネルディスカッションの場で出された意見等に聴くべきものが多くあったように思う。そのいくつかを紹介しよう。

文部省の主導で進められている学校図書館のコンピュータ化の過程で、入力手間の軽減を目的として、大量の資料が捨てられた。

図書主任公選制度が崩壊させられるという危惧が現場にある。

講習は、現場に帰ったとき、直ちに活用できるものを目指すべきで、開催機関は工夫を凝らす必要がある。

学校図書館ボランティア講座を開く教育委員会があり、将来は「学校司書」をこれに替える方向性が見られる。

学校図書館専門職は現在の制度には存在しないので、自主的に作り始める必要がある。例としては近畿地区で実施されている。大学の公開講座に組み込むことも検討できるだろう。

新カリキュラムではメディア専門職といったことも想定しているようだが、今の内容では貧しすぎる。

現在、進められている「情報化」は、単に情報の入手の効率化にすぎず、学ぶことや、それを活かすという面が軽く見られている。

2003年に発令が行き渡るときに在職している司書教諭は、速成講習による人ばかりだろう。現在の時点から「研修」を深めておかないと、

「発令はされたが、学校図書館は変わらなかった」という事態を生み出すだろう。

教育委員会レベルでは、人的措置は考慮しておらず、司書教諭の授業軽減は望みがない。

司書教諭は学校運営において相当の権限を持たないと期待されている役割に相応しない。

権限をもつことが管理体制の強化だとすると、学校図書館・学校教育の充実とは方向が逆であろう。

同僚の教師から授業づくりに相談を受けることがあるような人が司書教諭であってほしい。

資格を持つ人に対してしか発令しないという方針の結果、実質的に学校図書館運営に尽力してきた人が現場から排除されつつある。

教職科目に「学校図書館概論」や「学校図書館の利用指導」といったものを組み込ませ、すべての教員が学校図書館の価値をわかまえる体制を求めるべきであろう。

教職員組合の中で、法改正について評価が分かれば行動が積極的になっていない。

高校の学校司書の動きは、小学校・中学校の立場を理解していないものではないか。司書教諭養成のカリキュラムが校種を無視して一本というところにも問題が存在する。

子どもたちの目からすると、小学校・中学校で図書館について知識をもった上で、高校に進むのが本来である。今までの学校図書館整備の方向は逆だったのではないか。

高校は司書教諭と学校司書の2職が併存する形になる可能性が高い。司書教諭の学校教育に果たす役割を理解するなかで、大同団結の方向を探るべきだろう。

学校図書館に主たる仕事の間をもち、学校教育に参画するのが司書教諭の役割であり、そのことが社会的に問われているとの認識で養成側は臨まなければならない。

大学において司書教諭養成に携わっている人、司書教諭、学校司書、学校図書館の発展を願って自主的に活動を展開している人、など多くの立場にある人が議論をした。近畿圏以外からも参加している。こうした議論を積み重ねるなかで、お互いが共通する部分を探り、協同できるところを見極めながら学校図書館・学校教育について展望を開く必要性を今更ながら痛感した。

時宜を得たテーマの設定、発表内容の準備、会場設営など関係各位のご尽力に謝意を表しておく。  
(三重大学人文学部)

## 幹事会議事録 (抄)

図書館学教育部会 幹事会

第2回 WG議事抄録

日時：1998年7月18日(出) 14:00～17:00

場所：慶應義塾大学三田校舎研究室棟

文学部会議室(地下1階)

出席者：高山(部会長)、小田、岸田(前幹事、98年度研究集会事務局)、宮部、渡部、野末(敬称略、以下同)

### 1. 報告事項

#### 1-1 JLA常務理事会

高山部会長より、6月10日のJLA常務理事会(阪田幹事が代理出席)の様子が報告された。

### 2. 協議事項

#### 2-1 全国図書館大会(秋田)準備の件

(野末、小田)

野末幹事より、図書館大会運営委員会(7月16日、秋田)の様子が報告され、次の役割分担が確認された。

ー柴田正美氏の発表の最終確認：高山部会長

ー講演者・発表者への依頼状送付先リストアップ：岸田前幹事

ー会場設営図作成：野末幹事

ー発表者・講演者への大会要項原稿の依頼：小田幹事

ー当日の司会：(午前)小田幹事、宮部幹事、(午後)逸村幹事、渡部幹事

#### 2-2 研究集会準備(岸田、渡部)

研究集会(7月25・26日、慶應義塾大学)について、次のとおり協議した。

(1) プログラムの案に関して岸田前幹事より説明があり、次の事柄を確認した。

- －酒川事務局長の挨拶は、2日目の最後とする。
- －1日目終了挨拶、2日目開始挨拶は、事務局（岸田前幹事）が行う。

なお、中澤氏の発表については、質疑応答を含め40分とするが、多くの質問が予想されるため、小田幹事作成の資料（部会報原稿）を事前に渡し、予想される質問にある程度解答を与えるような発表内容となるよう、連絡することとなった。なお、小田幹事より、部会報原稿をもとに、司書教諭講習規程改定のポイントが説明された。

(2) 幹事の役割分担については、次のとおりとすることが確認された。

・前日までの準備等

- －立て看板確保：高山部会長＋アルバイト
- －音響・OHP関係準備：高山部会長＋アルバイト
- －立て看板張り紙準備：岸田前幹事＋アルバイト
- －展示ブース準備：渡部幹事＋アルバイト
- －会計準備：宮部幹事
- －資料準備：岸田前幹事＋アルバイト

・当日の準備

- －立て看板設営：岸田前幹事＋アルバイト
- －会場設営：小田幹事＋アルバイト
- －展示ブース設営：渡部幹事、野末幹事＋アルバイト
- －受付設営：宮部幹事＋アルバイト

・当日

- －司会：（1日目）阪田幹事、小田幹事  
（2日目）渡部幹事、加藤幹事
- －受付：宮部幹事（岸田前幹事）＋アルバイト
- －マイク：岸田幹事（野末幹事）
- －記録：野末幹事（岸田幹事）

(3) 研究集会への参加申し込み者は、7月17日現在で、52名であり、最終的には、60～70名程度となる見込みであることが岸田前幹事より報告された。

(4) 当日の幹事の（全体としての）集合時間は11時となった。

## 2-3 図書館学教育の実態並びに担当者調査 （プロジェクトA）（渡部）

図書館学教育の実態並びに担当者調査（プロジェクトA）の第1回会議を8月に開催予定であることが渡部幹事より報告された。

## 2-4 図書館学教育向上への取り組みの進捗状況

- (1) 専門性の確立と強化に関して、JLAの研修WGの様子が、宮部幹事、小田幹事より報告された。
- (2) 科目開設ガイドラインの策定については、担当を岸田前幹事から逸村幹事に移すことが岸田前幹事より報告された。
- (3) 司書教諭養成（プロジェクトC）に関して、放送大学が司書教諭講習を開催することが小田幹事より報告された。司書教諭養成における講習（放送大学等）と課程（大学）との関わりをめぐって、意見交換がなされた。
- (4) 図書館学教材研究（プロジェクトB）については、研究集会を契機に、本格スタートさせる予定であることが、渡部幹事より報告された。

## —— あとがき ——

○図書館学教育部会の機関誌として、1975（昭和50）年に創刊された「部会報」も本号で紙齢50号という節目を迎えることが出来たことを部会員の皆様方と喜びをともにしたいと思います。当部会の創設は、1959年5月、名古屋市で開催された「昭和34年度全国図書館大会」の時とのこと。私事を語ることを許されるなら、この年の4月、編集者が名古屋市立図書館員となり、図書館大会の地元事務局スタッフの一人として、市内会場の連絡係をしておりました。

今、こうして今年の図書館大会の開催地滋賀県の一角、長浜で記念の号の「あとがき」を書くという思いもよらぬ“奇しき縁”に胸が熱くなります。

当部会の会長として、ご尽力された中村初雄、深川恒喜、岡田温、室伏武、浜田敏郎、北嶋武彦、裏田武夫、今まど子、渡辺信一の諸先生方に心から深く感謝を申し上げます。あわせて、ご寄稿いただいた皆様、転載を許可された全国学校図書館協議会に厚く御礼を申し述べます。（編集総括 加藤三郎）

編集室 〒456-0035 名古屋市熱田区白鳥2-6-18-306  
（加藤方）

印刷 カナザワ印刷 〒526-0847 長浜市山階町406